

木津川市ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木津川市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）第5条の規定に基づき、木津川市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告を掲載することのできる業種及び事業者の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる業種及び事業者は、基準に適合するものでなければならない。

2 木津川市税の滞納がある事業者の広告は、掲載しないものとする。

(広告画像の規格)

第4条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、縦40ピクセル・横200ピクセルとする。
- (2) 広告画像の形式は、GIF（明滅・アニメーション・透過GIFは不可）、JPEGのいずれかとする。
- (3) 広告画像のデータ容量は、10KB以下とする。

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告は、文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

4 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告のリンク先ホームページの範囲)

第5条 広告のリンク先ホームページが次のいずれかに該当するものであるときは、広告を掲載しない。

(1) 基準第2条で規制する業種又は事業者に関する内容を含むものであるとき。

(2) 市ホームページと類似のデザインを用いるなど、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるとき。

(3) 掲載されている事業が、市政を連想させる分野であって一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすい内容を含むとき。

(4) 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、基準第2条で規制する業種又は事業者に関する内容を含むホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページからリンクすることが不適切なホームページであると市長が認めるとき。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、募集の都度市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は1か月単位とする。また、最長12か月とし、年度を超える期間の設定はできない。

2 広告の掲載を開始する日は月の初日（その日が木津川市の休日を定める条例（平成19年木津川市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日。以下同じ。）とし、広告の掲載を終了する日は翌月の初日の前日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 広告の掲載を開始する処理は、掲載を開始する日の午前8時30分から午前10時までに行うものとする。

4 広告の掲載を終了する処理は、掲載を終了する日の翌日の午前8時30分から午前10時までに行うものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 募集の開始日、終了日及び募集の対象となる広告掲載期間は、別途市長が定める。

(広告掲載の申込み等)

第9条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、申込を行った広告掲載希望者に、第3条の規定に適合していることを証明する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条による申し込みがあった場合は、内容を審査し、当該広告掲載の可否について決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者にホームページ広告掲載可否通知書(別記様式第2号)により通知する。

3 広告掲載希望者が指定する枠数を超えたときは、次の優先順位によるものとする。

(1) 市内に事業所(本社、支社、営業所、店舗等をいう。)を有するもの

(2) その他の事業者

4 掲載枠を超えて広告掲載の申し込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位が判断できない場合は、同順位のものの中で市への申し込みの到達が早いものを優先するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、ホームページ広告掲載承諾書(別記様式第3号)を市長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載料)

第12条 1か月あたりの広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次の表の区分に掲げるとおりとする。

広告掲載期間	1～3か月連続	4～6か月連続	7～9か月連続	10～12か月連続
広告掲載料	12,000円	11,400円	11,160円	10,800円

- 2 同一のものが複数回にわたって広告掲載を申し込んだ場合における広告掲載料の算出については、1回ごとの申し込みに係る広告掲載決定期間によるものとし、従前に決定した期間は通算しない。
- 3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市が発行する納付書により一括して前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、自己の責任及び負担で広告原稿を作成するものとする。

- 2 広告主は、第4条に定める規格で作成された広告原稿を、市が指定する期日までに、学研企画課に提出するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の申出による広告の変更)

第15条 広告主は、2か月以上継続して広告掲載するときは、広告画像の変更を求めることができる。

- 2 前項の規定による広告画像の変更は、変更分の掲載を希望する月の初日に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により変更を求めるときは、変更分の掲載を希望する月の初日の2週

間前までに、ホームページ広告変更申込書（別記様式第4号）に変更を希望する広告原稿を添えて市長に申し込まなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（広告主の届出義務）

第16条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に届けなければならない。

- （1） リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- （2） リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。
- （3） リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- （4） 広告主の名称、所在地及び連絡先並びに法人格を有しない団体にあつては代表者を変更するとき。
- （5） 広告主、広告の内容等が、要綱、基準及びこの要領に抵触することとなったとき。

（広告内容等の変更）

第17条 市長は、広告の内容が各種法令又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

2 広告主は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

（広告掲載の取り消し）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに承諾書の提出がないとき。
- （2） 市が指定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。
- （3） 市が指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- （4） 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- （5） その他広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- （6） 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第19条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告主の責に帰すべき理由により第18条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したとき若しくは広告掲載を停止したとき又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により前条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち取消日の翌日以降に対応する金額を広告主に返還する。

3 広告掲載期間内に、市ホームページを閉鎖したときは、納付済みの広告掲載料のうち閉鎖した日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、閉鎖した日数が1月につき1日未満のときは、広告掲載料は返還しない。

4 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、掲載できなかった日数が1月につき1日未満のときは、広告掲載料は返還しない。

5 前3項の規定により返還する広告掲載料は、月単位の広告掲載期間のものについては、1か月につき申込時の広告掲載期間に応じた1か月あたりの広告掲載料とし、1か月に満たない期間のものについては、1日につき、申込時の広告掲載期間に応じた1か月あたりの広告掲載料を30で除した額（ただし、申込時の広告掲載期間に応じた1か月あたりの広告掲載料を限度とする。）とする。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までになされた広告掲載の決定に基づく広告掲載料については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第9条関係）

木津川市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

木津川市長 様

木津川市ホームページ広告掲載実施要領第9条の規定に基づき、木津川市有料広告掲載要綱及び同基準を遵守し、広告の原稿を添えて以下のとおり申し込みます。

また、申込みにあたっては、木津川市が木津川市税の納付状況調査を行うことを同意します。

広告掲載希望者	住所（所在地）		
	ふりがな 事業者等名		
	ふりがな 代表者役職名・氏名		㊟
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
ふりがな 担当者氏名			
広告する業種			
リンク先 URL	http://		
掲載希望期間	年 月分から 年 月分まで（計 か月）		
広告の内容	※既にバナー広告の原稿（データ）を作成している場合は、添付してください。		
法人等の概要	※会社案内、パンフレット等業種や業務内容がわかるものを添付してください。		

注1. 広告の内容は、掲載しようとする広告内容について記入してください。また、広告の原稿又はイメージ図を別途添付してください。

別記様式第2号（第10条関係）

年 月 日

様

木津川市長 印

ホームページ広告掲載可否通知書

年 月 日付で申し込みのありました木津川市ホームページへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので、木津川市ホームページ広告掲載実施要領第10条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
掲載期間	年 月分から 年 月分まで（計 か月）
広告掲載料金	円
掲載しない理由	
その他	
担当（連絡先）	木津川市 課 係 （Tel : 0774-72-0501 Fax : 0774-72-3900） 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9 (http://www.city.kizugawa.lg.jp/)

※ 別紙「ホームページ広告掲載承諾書」の内容を確認いただき、記載内容について承諾いただければ、会社印及び代表者印を押印し、収入印紙を添付の上、所定の期限までに返送してください。なお、承諾書をもって契約書に代えますので、提出までに複写しておいて下さい。

※ 決められた期日までに、同封している納付書により広告料を一括納付してください。



別記様式第3号(第11条関係)

ホームページ広告掲載承諾書

年 月 日

木津川市長 様

木津川市広報紙への広告掲載について、木津川市ホームページ広告掲載実施要領に定める条件及び下記の内容について承諾します。

住 所

(所在地).....

商 号

(名 称)..... 印

代表者名..... 印

広告掲載期間	年 月分から	年 月分まで	(計 か月)
広告掲載料	円(内訳	か月×月額単価	円)
リンク先 URL	http://		
広告の内容			
広告料金納入期限	年 月 日		
広告原稿入稿期限	年 月 日		
広告原稿の規格等			
備 考			

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 承諾書及び広告掲載申請書における広告の内容等の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 木津川市有料広告掲載要綱及び同基準並びに木津川市ホームページ広告掲載実施要領を遵守します。
- 4 木津川市有料広告掲載要綱第3条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 6 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負い、木津川市に対して負担をかけません。

別記様式第 4 号(第 15 条関係)

ホームページ広告変更申込書

年 月 日

木津川市長 様

木津川市ホームページ広告掲載実施要領第 15 条の規定により、広告の原稿を添えて以下のとおり申し込みます。

申 込 者 に つ い て	住所（所在地）		
	ふ り が な 事 業 者 等 名		
	ふ り が な 代表者役職名・氏名	⑩	
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
ふ り が な 担当者氏名			
広告する業種			
変 更 希 望 月	年 月から		
リ ン ク 先 U R L	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更後の URL)		
広 告 の 内 容	※ 変更後に掲載を希望される広告原稿（画像データ）を添付ください。		